



2024年6月号

『2023年1月～12月に起きた食品表示違反を振り返って 止まらない表示違反の事例から主な原因と対策を学ぶ②』

文責：山口 廣治（一般社団法人全国スーパーマーケット協会 客員研究員）

<はじめに>

今月は5月号の続きとして、食品表示法の遵守の徹底を促すために、*令和5（2023）年1月～12月までに全国で起きた食品表示違反（公表等）の調査結果を基に、表示違反の原因と対策を皆さんと考えます（*以下西暦で表示）。

また、農林水産省および消費者庁からの事務連絡として、全国の会員食品事業者への緊急の周知徹底事案として、食品表示の適正化を推進するものです。

今月号は様々な事業者の違反事例を基に、食品表示法にきちんと向き合う機会になればと思います。

<紅麹関連製品の問題>

本年3月に起きた紅麹関連製品による大規模な健康危害の問題は、機能性表示食品制度の信頼性を損うだけでなく、特定保健用食品や栄養機能食品を含む保健機能食品制度にも影響を与える結果となりました。

紅麹問題が発覚した後の本年4月2日の時点では、当該事業者が販売した「紅麹」成分配合のサプリメントを摂取した人から、急性腎障害等の腎障害を含む健康被害が相

次いで報告があり、腎疾患で5名の方が亡くなられ、約160名が同様の健康危害で入院、さらに全国で800名近くの方が被害を訴えるほどの、近年まれにみる全国規模の大きな食品事故になっています。

そもそも「機能性表示食品」は、食品表示基準において、疾病に罹患していない者に対し、機能性関与成分によって健康の維持及び増進に資する特定の保健の目的（疾病リスクの低減に係るものを除く。）が期待できる旨を科学的根拠に基づいて容器包装に表示をする食品であって、当該食品に関する表示の内容、安全性及び機能性の根拠に関する情報、生産・製造及び品質の管理に関する情報、健康被害の情報収集体制その他必要な事項を販売日の60日前までに消費者庁長官に届け出たものです。その上で、原則すべての届出情報が消費者庁ウェブサイト上で公開され、消費者がいつでも見られることがこの制度の特徴です。

機能性表示食品であった、紅麹成分配合のサプリメント製品について、厚生労働省は健康危害の原因と考えられる物質の特定を急ぐとともに、人体への影響などを調べていますが、原因の究明には時間がかかるだろう、としています。

当該紅麹関連製品の健康危害問題は、販売者が製薬会社として表示、公表されていたことも、一般消費者だけでなく、食品等事業者にとっても、大変にショッキングな出来事となっているようです。

（機能性表示食品の表示方法を含む制度見直しについて）

今回の紅麹関連製品の使用による大規模な健康危害の問題を受け、厚生労働省は5月29日の専門家部会で、食品衛生法の省令を改正し、機能性表示食品の健康被害の疑い事例について、製造者に報告義務を設ける方針を示しました。現在の省令では、食品全般を対象に、医師が健康被害の疑いがあると診断した場合は、食品の製造者に対し、都道府県などの保健所に報告するよう努力義務を課しています。

そこで、消費者庁は機能性表示食品制度の見直しに対して、

（1）健康被害情報の収集、行政機関への情報提供の義務等として、医師において当該症状が当該食品に起因する又はその疑いが否定できないと判断した健康被害情報について報告義務を課すこと。提供義務の対象となる食品群については、現行の届出においてサプリメント形状の加工食品以外の加工食品や生鮮食品を含む全ての機能性表

示食品を対象とすることが適当。

(2) 製造管理及び品質管理等として、既に食品等事業者には食品衛生法に基づくHACCPに沿った衛生管理が義務付けられていることから、適正な製造工程管理の規範＝GMPに基づいた品質管理を義務化すること。

(3) 機能性表示食品に関する情報伝達の在り方として、「疾病の診断、治療、予防を目的としたものではない旨」の表示では、「医薬品ではないこと」を、「機能性表示食品である旨」と同一面に明記すること等や、機能性表示食品の容器包装上のその他の義務表示事項の表示に当たっては、特定保健用食品と誤認されないよう改善すること等、また、ドラッグストア等の協力を得て「栄養機能食品」、「特定保健用食品」及び「機能性表示食品」から成る保健機能食品制度そのものへの消費者の理解増進を図ること等。

医薬品やほかの成分との相互作用など、安全性上の留意事項を具体的に記載するといった表示方法の改善などを検討しています。

<食品表示法と消費者>

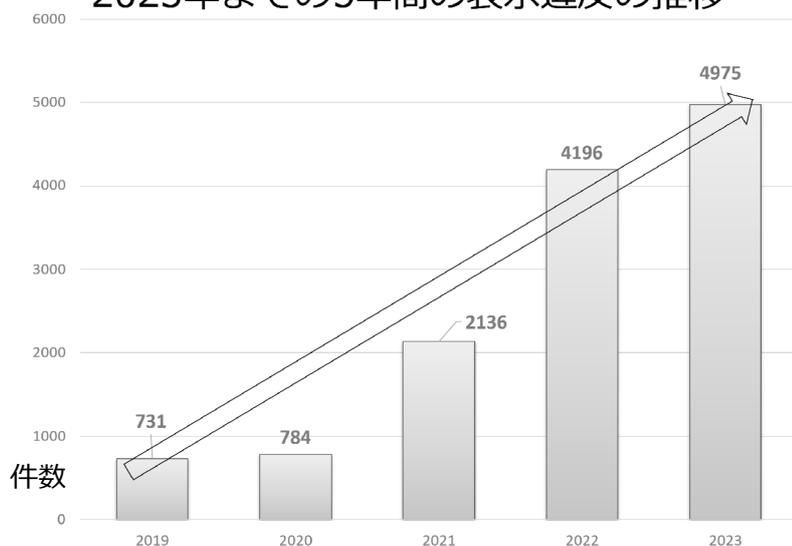
繰り返しますが、本来、食品に付与される食品表示とは生活者が健全な食生活を送るため、適正な食品選択を保障する三者（国と事業者と生活者）の契約事項です。この契約事項を食品等事業者が遵守することは、生活者のいのちと暮らしを守ることになります。

そのため、食品表示法の本施行以降も必要に応じて生活者の利益になるために表示関連法規は改正・更新を続けています。そのような点から、今回の機能性表示食品による大規模な健康危害の問題は、流通される食品の品質は表示されている内容の通りであり、かつ安全であることが基本条件であることを再認識したのではないのでしょうか。

<おさらい> 詳細は、2024年5月号を協会HPよりご参照ください。

2023年1月～12月までに起きた表示違反を集計すると4,975件（約13.6件/日）でした。2019年から一番多い違反件数となっていて、年々増加の一途を辿っています。

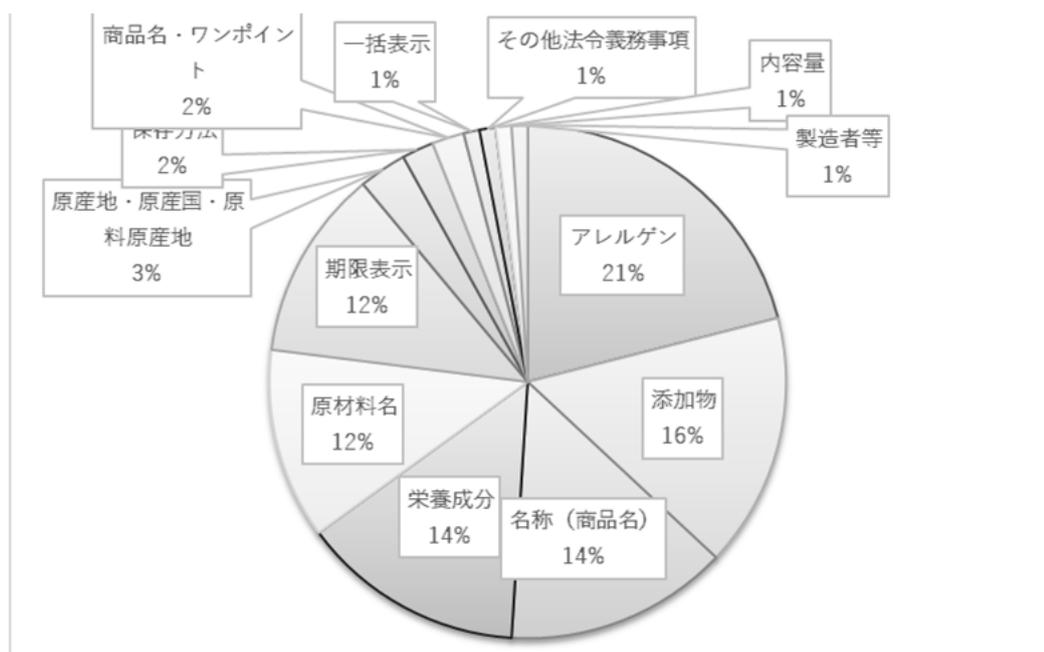
2023年までの5年間の表示違反の推移



<事項別の表示違反から>

2023年(1月~12月)の表示事項別違反では、アレルギー表示違反が21%と一番多く、続いて添加物表示違反16%、名称(商品名)違反14%、栄養成分表示違反14%、原材料名違反12%、期限表示違反12%と続いています。2022年4月1日から本施行された原料原産地表示関連は3%でした。

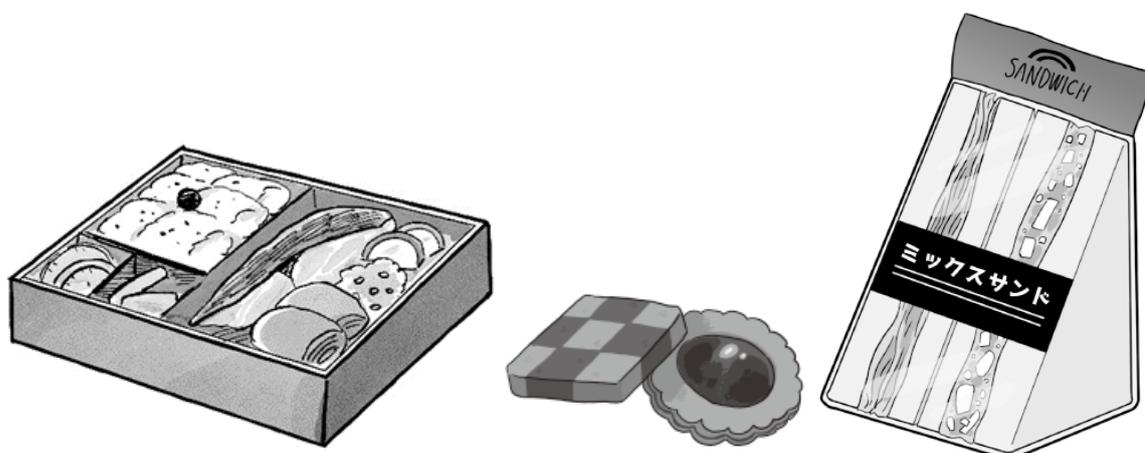
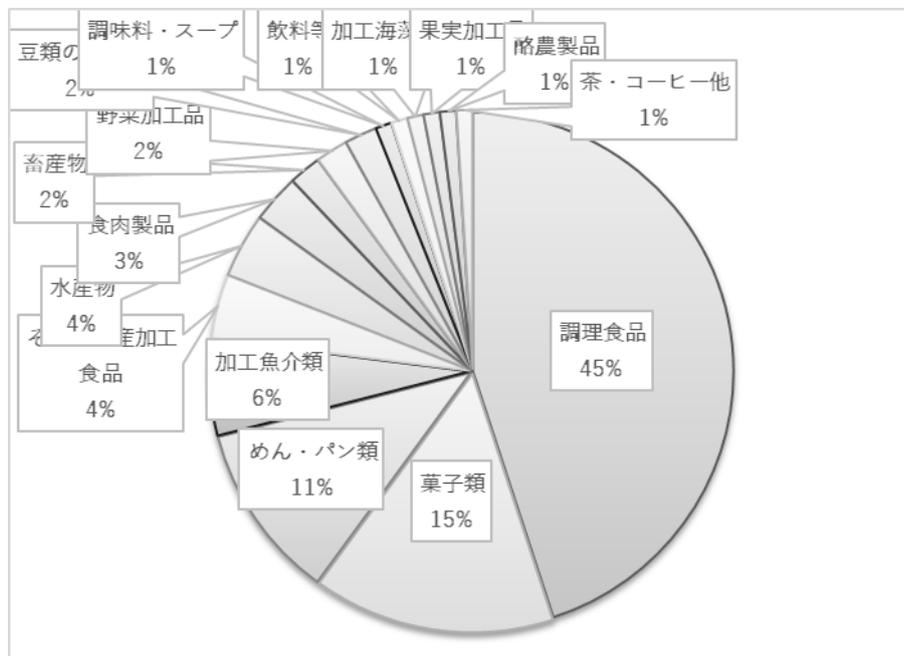
【2023年1月~12月/表示事項別の違反割合】



<原因食別の表示違反から>

原因食別では、調理食品 45%、菓子類 15%、めん類・パン類 11%、加工魚介類 6%、水産物 4%となり、これらの食品群で 81%を占めています。

【2023年1月～12月/原因食品別の違反割合】

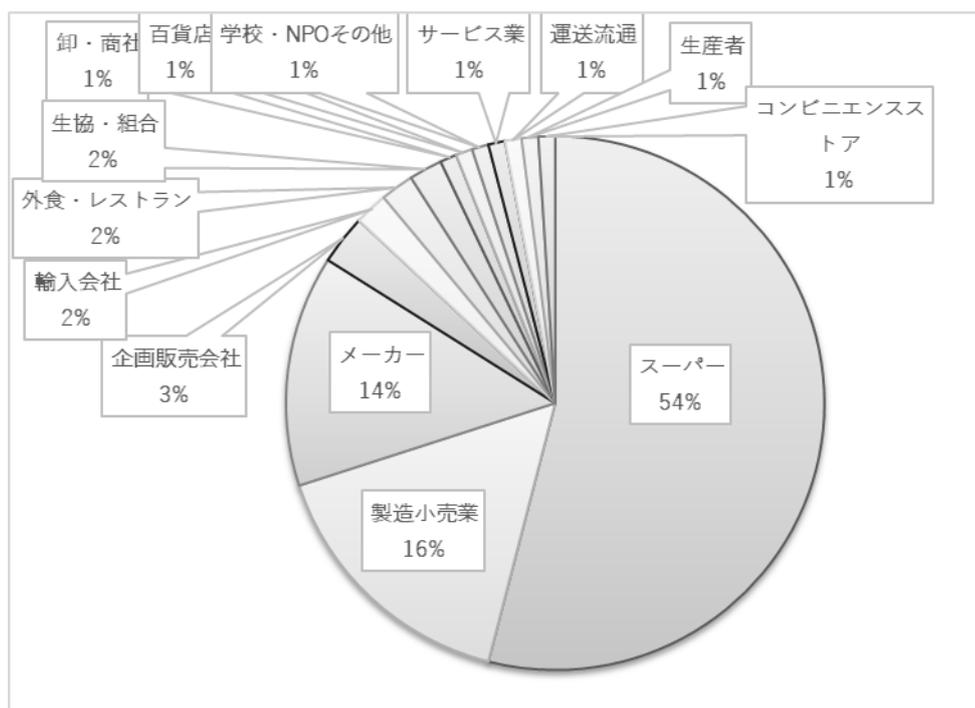


©mizuh o.デザインオフィス

<事業者の業態別表示違反から>

事業者の業態別では、食品スーパーマーケット業 54%、製造小売業 16%、食品メーカー＝製造業者 14%となっていて、三業態で 84%を占めています。

【グラフⅦ: 2023年1月～12月/業態別違反の割合】



©m i z u h o.デザインオフィス

＜表示違反の事例から学ぶ＞

実際の違反事例は元より、筆者のこれまでの店頭表示点検および表示相談等も参考にしています。

（ケース 1）システム更新や変更による不具合の例

食品スーパーマーケット（以降は食品 SM と記載）は、生鮮食品に正しい原産地名を表示せずに一定期間、改善せずに陳列・販売していたため表示違反となった。原因は、陳列前の生鮮食品の表示ラベルの作成担当者がシステムの不具合があったことにより原産地表示が欠落したことに気が付かなかった。

●考察

現在、食品スーパーマーケット本部の表示担当責任者が、原産地等の表示情報を各店舗に配信していますが、システムの更新や入れ替えなどにより、現場の表示ラベル作成機に原産地名が出力されないという不具合が発生しています。その結果、特に生鮮食品等の原産地名の表示欠落が日常的に発生しているケースが見られます。変更の多い表示情報について、うっかり見落としているようです。

●改善方法

表示情報の情報発信元である本部の表示担当者が、実際に商品に貼付した表示ラベルをその都度、確認できる仕組みが必要です。

さらに、現場の表示担当者の目視による表示作成内容の確認と、貼付・陳列の現場での表示確認の二重チェックと記録が求められます。

ただし、表示チェックする現場のマネージャーさん、スタッフさんの食品表示に関する知識習得が求められますが、今後はパートナーさんやアルバイトさん、外国の研修生の方もいらっしゃると思いますので、分かりやすい「見える化表示 POP」による現場の対応も合わせて必要です。

(ケース 2) せっかくのシステムを正しく使用しなかった例

食品スーパーマーケットは、青果市場内の〇〇加工業者から仕入れた生鮮の単品カットフルーツについて、仕入れ担当者は〇〇加工業者から前日までの原産地から変更された新たな原産地を伝達されていたが、前日までの原産地を表示して全店で販売した。仕入れ担当者は〇〇加工業者から原産地名の情報伝達を受けていたにも関わらず、その原産地情報をシステムにデータ入力をしなかった。結果、表示ラベル作成の担当者は、間違った原産地表示の誤りに気付かず、不適正な原産地表示ラベルを打ち出し、それを貼付して店頭陳列し販売した。

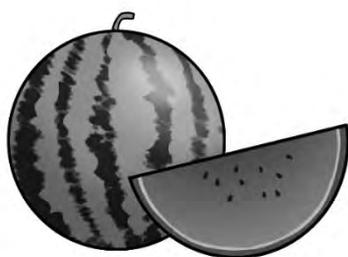
●考察

仕入れ担当者が原産地変更のデータ入力をうっかり忘れてしまったことが主な原因ですが、入力忘れによる表示違反は多く見られます。また、現状の食品スーパーマーケットの販売店舗では、表示ラベル作成の担当者が表示されている原産地が適正なのかどうかについて、表示内容を確認する=精査する仕組みや、そのための店舗の人員体制がないことも表示違反が繰り返される主な原因と考えられます。

果物に限らず、1種類の農産物をカットして容器包装に入れた場合も「生鮮食品」として名称、原産地を表示しなければなりません。一方、異なる種類の農産物をカットして混合するなどした場合、「加工食品」としての表示（名称、原材料名、原料原産地名、内容量、期限表示、保存方法、製造者名等）が必要になります。

●改善方法

仕入れ担当者が、最終表示ラベルの内容をラベルデータで必ず確認するルールにすること。もしくは、表示ラベルの担当者が、表示内容の根拠を仕入れ担当者に確認・記録するルールも有効です。表示ラベル内容の根拠確認記録を明確化することで、表示違反の防止に向けたルールづくりは必須です。ラベル担当者による、根拠となる外箱（使い回しがあるので注意）の表示及び納品伝票と表示ラベルとの照合、確認・記録をルール化することも、適正化のための方法です。



©m i z u h o.デザインオフィス

（ケース3）生鮮農産物の間違いやすい表示例

食品スーパーマーケットは、青果市場から仕入れた生鮮の農産物の原産地表示に「〇〇県または△△県もしくは□□県」と表示して販売したため表示違反となった。小分け包装された生鮮の農産物の原産地名を、包材に複数の県名を「又は」でつないだ不適正表示をした。

●考察

近年は生鮮農産物の施設栽培が多く普及していますが、複数の都道府県の施設にて栽培していることを理由に「〇〇県又は△△県又は□□県」などと、複数の県名の原産地表示は認められていません。

店頭で多いのは、個包装の表示ラベルだけではなく、店頭でのPOP表示に複数の県名を「又は」でつないで表示して販売しているケースです。理由としては、店頭の担当者が、それを特に不適正な表示として捉えていなかったことがあります。食品表示法に対する基礎ルールを曖昧に理解していることが原因と考えられます。

●改善方法

店頭における POP 表示、納品箱の表示等を、店舗のスタッフが交代で点検するルールにする。また、本部スタッフに曜日を分けて点検してもらい、等の体制が必要です。

食品表示内容を確認できる体制を作ることが先決ですが、関係者が食品表示を理解できるよう定期学習の機会を設け、理解不足による間違いが生じたときは、それを指摘・修正できる現場体制が望ましいでしょう。

(生鮮農産物表示のポイント)

生鮮農産物の原産地表示は、生鮮農産物を販売する際は、国産品にあつては、その農産物が生産された都道府県名を表示します。また、理解できる地域やブランド名の市町村名等も可です。この場合、加工食品のように「又は」でつないで原産地を表示することはできません。また、食品表示法に基づく表示の義務を負っているのは「食品関連事業者等」であり、このなかには、農業生産者、中間流通業者、販売業者が含まれます。農産物等の名称と原産地情報の伝達として、伝票、出荷段ボール（使い回しは要注意）への表示は重要です。

(ケース 4) 店頭表示と商品表示の間違えやすい例

食品スーパーマーケットは、青果市場から仕入れた葉物野菜において、店頭 POP で表示した原産地名と、産地で個別に結束した野菜テープに表示されている原産地名で、異なる原産地表示をしたまま販売した。また、バラ売りの根菜類の野菜の原産地名も、前日の産地と同じであると思い込んでいたことから、不適正な原産地を POP に表示して販売した。さらに、地域の持込野菜の市町村名表示の原産地名がどこのエリアか分からず、他県の間違った原産地名を表示して販売してしまった。

●考察

葉物野菜の仕入れ担当者が、店頭 POP と商品表示の確認を行わなかったこと、さらに POP 作成担当者に原産地名の指示をしなかった。また、プライ斯拉ベルの作成担当者も、商品とプライ斯拉ベルのチェック確認をしていない。

他店舗では、バラ売りの根菜類について、仕入れ先から原産地名が伝達されていたにもかかわらず、担当者が POP 表示を変更しなかったこと、近隣の農業生産者による持ち込み野菜の原産地名は市町村名で伝達されているため、売場の担当者がその市町村の属する県が分か

らず、誤った県名を表示した。このケースはお客様も市町村名が理解できるエリアを超えると、原産地は分かりにくく、以前より問題だった。

●改善方法

店頭 POP と、仕入れした農産物の原産地表示を納品書や納品箱（使い回しに注意）の名称と原産地表示を確認するルールと記録にすること。近隣農家の持ち込み野菜については、市町村名だけでなく、必ず都道府県名を記載することをお願いする。間違えやすい地名は一覧表にして注意喚起することも有効。

陳列野菜は、野菜結束テープや個包装表示の情報と、陳列した店頭 POP の点検と記録を毎日つける。

表示点検のチェックリストの作成と記録、申し送りノートの導入が必要。さらに、分かり易い表示マニュアルを作成し、表示ラベル、POP 表示の担当者が不在でも、誰でも表示の確認ができるようにする。店頭 POP と商品の、表示確認の記録をつける。

いちばんの急務は、仕入れ担当者、店舗表示担当者を対象に、現実に即応した食品表示を学ぶための定期学習の機会を設けること。

（ケース 5）店舗内で製造した漬物の違反例

食品スーパーマーケットの店舗内で製造し、食べやすく小切りにして個包装した漬物の一括表示様式欄の名称に「刻み」という言葉が入っていないことから、不適切な表示として違反になった。

●考察

営業許可制度に「漬物製造業」が新設されたことにより、食品スーパーマーケットの店舗内での漬物製造が広がりを見せています。漬物の表示に関しては、種類も多いことから、正しい表示が望まれます。また、衛生上の基準も留意します。

特定の漬物（福神漬け、刻み奈良漬け等）以外は、漬物を薄切り・細切り、小切りにした場合は、商品の名称に「刻み」等と表示する必要があります。しかし、一括表示欄の名称に括弧を付して「刻み」と表示せずに販売したケースで、違反の対象となっています。また、原材料の表示が重量順に表示されていない表示違反もありました。

●改善方法

少し複雑な漬物の食品表示基準についての認識が欠落しているケースも多く見られ、また、定期的な社内のチェック体制があっても、漬物の表示については、気付かないこともあるようです。漬物の表示作成の関係者全員に、漬物の表示ルールに関する勉強会を行うことが効果的です。その際は、参加を促すために「お客さんのための漬物講座」のような、参加したくなるような雰囲気を持っていくことが必要です。

(ケース 6) 農産物加工食品で以前より多く見られる違反例

輸入した加工品である「塩ゆで枝豆(冷凍)」について、一括表示様式欄の事項名に「原産国名」の表示ではなく、「原料原産地名」として不適正な表示をして販売した。

●考察

輸入品の「塩ゆで枝豆(冷凍)」を食品 SM の店舗内にて、解凍・小分け・個別包装して陳列販売した。その際、店舗の当該食品の担当者が、本部仕入れ担当者から「原産国名」の情報伝達→表示入力を受けていたにも関わらず、表示ラベルの原産国名の欄ではなく、原材料名欄内に括弧書きで国名を表示したラベルを作成し、貼付後、店頭陳列して販売した。表示ラベルの担当者が品質表示基準における表示制度の基本を理解していなかったことが、すべての原因と考えられた。輸入品である「塩ゆで枝豆(冷凍)」の表示違反は原産国表示違反だけではなく、原材料の食塩、添加物の欠落も多く散見され、筆者の現場の点検では 10 年以上前から繰り返されている。社内の再発防止ポイントの申し送りと社内点検が急務と思われる。

●改善方法

輸入した塩ゆで豆（加工食品）の小分けは、「加工」に当たるため加工所の住所と、加工者の氏名・名称の表示が必要。それに加え、輸入品を国内で「加工」した場合でも、実質的な変更がもたらされていなければ、「輸入品」として、「原産国名」を表示します。一方、「原料原産地名」の表示の義務付けは、「輸入品以外の加工食品」に対して。輸入品なのか、そうではないのか、よく確認して表示を行う必要があります。ポイントは、「何が実質的な変更」なのかをきちんと理解することです。従って、輸入加工品を単に解凍・小分け・包装する場合は「原産国名」の表示が必要になります。バックヤードでの作業が、国内生産の加工品にかかる作業なのか？または輸入加工品にかかる作業なのか？それにより表示義務の内

容が異なります。各作業について、現場の作業者が把握できているかをチェックし、十分に理解ができるような社内勉強会が重要です。

次回も食品表示違反の事例報告と、今年度の表示チェックポイントをお知らせします。

つづく

参考文献：厚生労働省、農林水産省、消費者庁、中央法規、NHK、新版第二版「いのちを守る食品表示」

中央法規出版株式会社 出版日:2019.5.15

イラスト：©m i z u h o.デザインオフィス（イラストは転載禁止）

©2024 応用栄養学食品研究所